



# はにぼんチャレンジ2015 が始まります！

健康で自立した日常生活ができる健康寿命を伸ばすためには、自主的に健康づくりを行うことが大切です。健康づくりチャレンジポイント事業は、みなさんの健康づくりのきっかけを作り、健康増進を図るための事業です。年間を通して、市主催・共催の健康づくり事業、特定健診・健診、がん検診、健康講座等に参加し、チャレンジポイントをためると賞品と交換することができます。自分らしい健康づくりにチャレンジしましょう！

★保険課 ☎ 251116

## 実施期間

6月1日(月)～平成28年3月31日(木)

## 参加資格

- ① 20歳以上の本庄市国民健康保険加入者
- ② 市内在住の埼玉県後期高齢者医療加入者

### ポイントカードの交付方法

保険課（市役所1階）又は市民福祉課（総合支所）、特定健診の会場（7ページ参照）で申し出てください。参加資格を確認してカードを交付します。

### ポイントの付与

対象の健康づくり事業に参加すると、ポイントカードの所定の欄にスタンプが押されます。

### 賞品の交換

- ・ 50ポイント…はにぼんクオカード
- ・ 20～45ポイント…努力賞

### 賞品の交換期間

平成28年3月1日(火)～4月28日(木)

### 賞品の交換場所

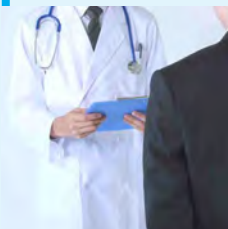
保険課又は市民福祉課

<p>● 参加方法 ●</p> <p>その1 対象事業に参加してポイントをもらおう！ その2 MY健康づくり宣言で10ポイントゲット！ その3 50ポイントためて賞品と交換しよう！</p> <p>●対象事業実施期間 6月1日(月)～平成28年3月31日(木) ●賞品交換期間 平成28年3月1日(火)～4月28日(木) ●賞品交換場所 保険課(市役所) または 市民福祉課(総合支所) お問い合わせは…本庄市役所保険課 0495(25)1116へ</p>	<p>はにぼんチャレンジポイントカード</p> <p>本庄市 2015 MY健康づくり宣言</p> <p>10th</p> <p>住所</p> <p>氏名 ( 年 月 日生)</p> <p>TEL</p>
---	--

## ポイント対象事業

## 市が主催・共催する健康づくりに関連した講座、教室等

### 保険課



- 人間ドック

### 健康推進課



- 特定健診・健診
- 各種がん検診
- 健康講座
- ウォーキング教室

### 介護いきがい課



- いきいき教室
- 体力アップ教室
- 元気アップ教室
- 認知症サポーター養成講座

### 体育課



- バスハイキング
- ランニング教室
- ストレッチ講座
- 水中ウォーキング教室
- 体力測定会

### 生涯学習課



- 市民総合大学
- ヨガ教室
- 健康ストレッチ
- 健康教室

※ここで紹介した事業は一例です。  
※チャレンジポイント対象事業は、広報ほんじょうや市ホームページ等で参加者を募集する際にお知らせします。  
※対象事業によっては、年齢制限がありますのでご注意ください。

# 第3子以降の保育料が無償化！

今年度から、第3子以降のお子さんの利用者負担額（保育料）を全額免除する制度が始まりました。



## 現行制度下では

保育所(園) 同一世帯で同時に保育所、幼稚園などを利用している第3子以降は全額免除となっています。



## 補助制度適用後は

同一世帯で兄弟の年齢は問わず、第3子以降は全額免除となりますので、子育て支援課(市役所3階)に申請してください。

※幼稚園の保育料については、広報ほんじょう7月号でお知らせします。

## 子ども・子育て支援新制度の利用者負担額(保育料)をお知らせします

新制度の開始に当たり、平成27年度からの市内保育所(園)及び地域型保育事業を行う施設の利用者負担額(保育料)は下表のとおりです。市民税額に基づく算定とし、毎年9月が利用者負担額(保育料)の切り替え時期となります。



階層区分	利用者負担額 (円)						
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
市町村民税非課税世帯	2,300	2,300	1,600	1,600	1,600	1,600	
市町村民税所得割非課税世帯	8,200	8,100	6,000	5,900	6,000	5,900	
市町村民税所得割課税額	5,000円未満	9,400	9,200	7,100	7,000	7,100	7,000
	5,000円以上35,600円未満	10,800	10,600	8,600	8,500	8,600	8,500
	35,600円以上53,700円未満	11,600	11,400	9,400	9,200	9,400	9,200
	53,700円以上62,100円未満	13,700	13,500	11,600	11,400	11,600	11,400
	62,100円以上71,700円未満	16,300	16,000	13,900	13,700	13,900	13,700
	71,700円以上84,900円未満	21,800	21,400	19,700	19,400	19,700	19,400
	84,900円以上105,300円未満	26,600	26,100	22,400	22,000	20,000	19,700
	105,300円以上109,900円未満	26,600	26,100	22,700	22,300	20,300	20,000
	109,900円以上118,500円未満	32,700	32,100	22,700	22,300	20,300	20,000
	118,500円以上131,700円未満	38,000	37,400	23,400	23,000	20,900	20,500
	131,700円以上152,100円未満	43,900	43,200	23,400	23,000	20,900	20,500
152,100円以上181,900円未満	44,500	43,700	23,800	23,400	21,300	20,900	
181,900円以上189,000円未満	47,800	47,000	23,800	23,400	21,300	20,900	
189,000円以上274,600円未満	48,100	47,300	24,000	23,600	21,300	20,900	
274,600円以上	50,000	49,200	24,000	23,600	22,900	22,500	

○保育標準時間は1日11時間までの保育で主に両親のフルタイム就労を、保育短時間は1日8時間までの保育で主にパートタイム就労を想定しています。

○基本となる負担額は上記のとおりですが、世帯状況によって負担額が軽減される場合があります。

○新制度に移行した幼稚園の1号認定子どもの負担額は、算出方法が上記と異なります。

\*詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎ 1128